

平成 25 年 度

# 八代市議会経済企業委員会記録

---

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 所管事務調査 …………… 1

---

平成 26 年 2 月 20 日 (木曜日)

# 経済企業委員会会議録

商工観光部次長 宮村明彦君

平成26年2月20日 木曜日

午後1時00分開議

午後2時06分閉議（実時間 64分）

〇記録担当書記 寺原哲也君

（午後1時00分 開会）

## 〇本日の会議に付した案件

### 1. 所管事務調査

- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査  
（新地方公営企業法会計制度について）  
（八代市立病院における耐震二次診断の結果について）
- ・産業・経済の振興に関する諸問題の調査  
（八代港港湾計画の一部変更について）

〇委員長（増田一喜君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）定刻となり定足数に達しましたので、ただいまから経済企業委員会を開会いたします。

### ◎所管事務調査

- ・病院・水道事業に関する諸問題の調査（新地方公営企業法会計制度について）

〇委員長（増田一喜君） 本日は、産業・経済の振興に関する諸問題の調査、病院・水道事業に関する諸問題の調査を議題とし、調査を進めます。

それでは、新地方公営企業法会計制度について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

〇水道局長（宮本誠司君） 委員長。

〇委員長（増田一喜君） 宮本水道局長。

〇水道局長（宮本誠司君） 水道局の宮本でございます。（市立病院事務局事務長田中智樹君「市立病院の田中でございます」と呼ぶ）

よろしくお願いたします。（市立病院事務局事務長田中智樹君「よろしくお願いたします」と呼ぶ）

座りまして説明させていただきます。

地方公営企業法等の改正に伴います地方公営企業会計制度等の見直しについて御説明いたします。

このたび、地方公営企業法と地方公営企業会計基準が46年ぶりに大幅に改正されました。

今回の改正は、地方公営企業法が昭和27年に公布されて以来の大改正であり、民間の上場企業や独立行政法人の会計基準に近づけることを目的とし、経営の実態をよりの確にあらわす

## 〇本日の会議に出席した者

委員長 増田一喜君  
副委員長 野崎伸也君  
委員 亀田英雄君  
委員 笹本サエ子君  
委員 田方芳信君  
委員 前垣信三君  
委員 松永純一君  
委員 村上光則君

※欠席委員 君

## 〇委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## 〇説明員等委員（議）員外出席者

部局外

水道局長 宮本誠司君  
市立病院事務局事務長 田中智樹君  
市立病院事務局業務係長 米村寛樹君  
商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務） 宮村博幸君

ことと、資本制度の見直しにより経営の自由度を高めるものとなっています。

資料の1ページをお願いいたします。

今回の改正ポイントを項目ごとに記載いたしております。あわせて、本市の水道事業、病院事業に直接関係する事項については、表の右欄に丸印を付しております。

まず、1、資本制度の見直しでございますが、これは既に平成24年4月1日から適用されており、①の利益の処分につきましては、法定積立金制度が廃止となり、条例に定めて処分するか、議会の議決を経て処分するか可能となりました。

②資本剰余金の処分は、改正前は原則できませんでしたが、改正後は、条例または議会の議決を経て処分するか可能となりました。

③資本金の減資も、改正前はできませんでしたが、改正後は、議会の議決を経て減資が可能となりました。

次に、2、地方公営企業会計基準の見直しでございますが、これは、平成26年度予算・決算から適用となるものでございまして、その主な改正点は、①から⑩まででございます。

これらの改正は、資産、負債、資本などの財務諸表の各項目の金額に与える影響が大きく、財務諸表が経営を映し出す鏡とも言われますように、財務諸表の姿が変わることにより、経営の実態の見え方が大きく変わり、経営のあり方そのものに影響を及ぼす可能性が高いと考えられます。

①借入資本金の負債計上でございますが、従来、建設や改良のために発行した企業債等の借入金につきましては、民間企業の資本金に近い性質であるため、借入資本金として資本の部に計上されていましたが、本来、債務として利息の支払いや返還の義務がありますことから、負債の部に計上することとなりました。

②補助金等により取得した固定資産の償却制

度でございますが、改正前は償却資産の取得・改良のため交付された補助金等を資本剰余金として資本の部へ計上いたしておりましたが、改正後は、長期前受金として負債の部に計上し、当該資産の減価償却分を当該年度において順次収益化することとなりました。

また、改正前は、補助金等により取得した固定資産を補助金等の分を固定資産の価格から控除して償却する、いわゆるみなし償却制度が認められていましたが、改正により、みなし償却制度は廃止となりました。

③退職給付引当金等各種引当金の計上でございますが、期末要支給額の退職給与、賞与、法定福利費、貸し倒れ等に係る引当金は、改正前は任意でございましたが、改正後は引当金を計上するよう義務づけられました。

④繰延資産の廃止でございますが、新規の繰延資産の計上が原則できなくなりました。ただし、改正時に既に計上されている繰延資産につきましては、経過措置といたしまして、当該資産の減価償却が終わるまで、従来どおりの処理となります。

⑤から⑧までは、本市水道事業、病院事業ともに該当ございませんので、説明を省略させていただきます。

⑨キャッシュフロー計算書の作成でございますが、従来、予算に関する説明書として資金計画書がございましたが、これが廃止され、かわりに予定キャッシュフロー計算書を添付することとなりました。

また、決算書におきましても、財務諸表にキャッシュフロー計算書を追加することとなり、当該事業年度における現金・預金の動きが明確となり、新たな経営分析が可能となります。

⑩勘定科目等の見直しにつきましては、①から③におきまして御説明いたしましたとおりでございます。

また、改正後は、重要な会計方針等の注記、

またはこれらの事項を注記した書類の添付が義務づけられました。

⑩組入資本金制度の廃止でございますが、改正前は、減債積立金を取り崩して企業債の償還に充てた場合や、建設改良積立金を取り崩して建設改良事業に充てた場合などに、その使用した額を資本金に組み入れる制度がございましたが、改正により、この制度は廃止されました。

最後の項目になりますが、3、財務規定等の適用範囲の拡大等でございます。

現在、地方公営企業法適用と同様に、独立採算制の原則が適用されている法非適用の簡易水道事業、下水道事業などへ財務規定等の適用拡大が議論されていますが、資産、負債、資本などのストック情報を含めた経営状況を明確に開示するとともに、それらを今後の経営方針の決定などの資料とする必要があると言われております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（増田一喜君） この件について、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 言葉は見ればわかっとですが、もう少し何かこう、わかるごて話ばしてもらえば非常に助かりますばってん、何がどうなってどうなったていうぐらいの話ばですね。

○委員長（増田一喜君） はい、田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。まず、今回、26年度の当初予算に計上します予算書ですね、まず内容がですね、これまでに表示していた内容と若干変わってきたということで、今回、この法のほうが約46年ぶりに改正になるんですけども、実際、昨年9月に24年度分の決算を議決いただいたときから、一部、決算書の様式も、新しいこの会計制

度の様式で一部表示させていただいております。

今回、26年度の予算・決算からは、もう本格適用ということになりますので、今、御説明申し上げました資本制度の見直しで3項目、利益の処分とか、剰余金の処分、また、資本金の減少というのは、これまで原則できなかった部分もあるんですけども、そちらが、議会の議決を経たり、条例を制定すれば解決できるというような形に変わっております。

2番目の公営企業の会計基準ですけども、こちらは11項目から制度が成ってるんですけども、それぞれ、事務のほうで書ける勘定項目の名前が変わったり、お金の仕訳の方法が変わったりっていう形で、若干、見かけが、これまで収益上の成績がよかったのが逆に悪くなったり、また逆のパターンで、収益上がよく見えたりということ、ちょっと前回の予算書と見比べると、変わった部分はかなり出てきておりますので、そちらを今回御紹介した次第でございます。

まず、今の資料で、右に水道事業と病院事業でそれぞれ該当するところに丸をつけておりますけども、まず大きなこの資本制度の見直しという部分については、先ほど水道局長からも話がありましたように、利益の処分、1番の利益の処分というところではいいんですけども、2番目の資本剰余金、3番目の資本金の額の減少というのが、今回、議決により可能というふうになりましたので、より民間の企業の会計方式に大分似てきたということで、「似てきたでしような」と呼ぶ者あり）はい。そこが、まあ一番のポイントです。

これまでずっと、企業会計、企業会計と、こういうふうに来てきたんですけども、この企業との決算書と比べるときに、物すごく地方公営企業のほうの決算書は、やはり、やっぱり公のやつで、民間と比較検討が非常に難しかった

と。これを、より民間と比較検討ができるようにですね、今回、なったということで。2つ目のポイントとしては、退職金の引当金ですね。主に退職金です。修繕とかもございませうけども、企業のように、その引当金の計上を新たに今回行うということが出ております。

特に、引当金の計上については、これまでですることができるという決まりから、もうしなければならぬというような決まりに変わった関係上、水道局のほうは若干その引当金の積み立てのほうをですね、行ってきておられたんですけども、病院のほうは、御存じのように収支が余り芳しくなかった関係で、引当金のほうは、計上は全然してこなかった経緯がございませう。

ただ、今回、この制度改正で引当金のほうも計上しなければならぬということになりましたので、病院に勤務します企業会計の職員分の退職金をですね、これまでの部分を一括してまとめて、退職引当金として計上する形となります。

したがって、今年度の病院事業の予算書といひますのは、通常は、一般会計なら収支がプラスマイナスゼロとかいうふうに出てくるんですけども、公営企業法のほうは、特に病院のほうは、赤字の予算を計上する形となります。

これまでは、若干、1000万程度の黒字を出して、資本のほうは過去の繰り延べ、――固定財源で補填をしていたんですけども、今回は、収益、いわゆる収益、資本とも赤字予算を計上するような形で予定をしております。その点が大きく変わったと。

○水道局長（宮本誠司君） 資料を配らせていただいでよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい。

（書記、資料配付）

○水道局長（宮本誠司君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） ただいまお配りいたしました1、2、3、4枚ほどA4版がございませうが、Ⅱの地方公営企業会計基準の見直しのところを、ちょっと図式化したものでございませう。

①の借入資本金の負債計上、今お配りしました資料の1枚目でございませうが、従来は、左側、改正前のバランスシート、貸借対照表でございませうが、借入資本金として企業債を資本金のほうに計上いたしておりました。これは、通常の企業でしたら借金なもんですから、当然、こちらは負債になると。

今度の改正で、右側、改正後のB/Sのほうでございませうが、負債のほうに建設改良の企業債ですとか、他会計からの長期借入金、これを負債にするということでございませう。これが①のほうの図式化したものでございませう。

次の資料を見ていただいでよろしいでしょうか。これが、補助金等により取得した固定資産の償却制度、いわゆるみなし償却制度の説明でございませう。

先ほど口頭で申し上げたみなし償却制度なんですけども、X年度期末に補助金50億円及び企業債50億円をもとに100億円の資産Aを購入したと仮定します。これが左側の購入時の貸借対照表でございませうして、借方、資産A100億円、貸方、資本、借入資本金50億円、資本剰余金50億円、これは補助金のほうでございませう50億円。これがプラス6年度たちますと、資産100億円に対して資本剰余金50億円を補助金等で賄っておりますもんですから、この分を差し引いた資産Aを50億円分だけ減価償却をしますと。耐用年数が10年で残存価格ゼロ円。定額法にしますと毎年5億円ずつ償却することになりまして、6年経過ということで、減価償却の累計額が30億円、資産の分がこの30億円減りまして、この分、借入資本金の償還30億円を行うと。それから、こちらのほうの

借入資本金が30億円減りますもんですから、20億円、企業債が残っていると。

まあ、こういうような形がこの、いわゆる資産100億円に対して、資本剰余金50億円マイナス、引いた50億円分だけを減価償却するという制度がみなし償却制度でございまして、今、現在、水道事業、それから病院事業とも、こちらのみなし償却制度というのはやっておりません。

下の段にデメリットが書いてありますように、要は、再取得するとき、それだけ再取得に係る分の源泉が積み立てられないというようなことで、こちらのみなし償却制度のほうはやっておりません。

次の3枚目の資料をごらんいただいてよろしいでしょうか。

こちらが、さっきちょっと口頭で申し上げました補助金等により取得した固定資産の償却制度ということでございまして、左側、購入時の貸借対照表、これが、先ほどの表では、企業債50億円、それから資本剰余金50億円となっておりますが、これが長期前受金という形に資本剰余金が変わりまして、長期前受金50億円。企業債のほうも、負債ということで50億円。先ほどのと比べていただきますと、資本で賄って、——源泉のそこを資本といたしておりましたところが、負債でこれだけの、資産A100億円を購入したという形に変わるわけでございます。

これがプラス6年度経過いたしますと、減価償却対象の100億円が毎年10億円ずつ減価償却をいたしますもんですから、6年経過で60億円の減価償却の累計額が出て、資産Aについては、6年後は40億円の価値になると。帳簿上ですね。それから、負債のほうも、企業債のほうをそれだけ30億円返して、資本剰余金のほう、——従前、剰余金と申し上げておりました長期前受金につきましては、その30億円

償却いたしますもんですから、その上のほうの損益計算書を見ていただきますと、当年度につきましても、いわゆる減価償却費が10億円ありまして、この内訳として、企業債の償還金の5億円と、それから長期前受金の戻入という形で、その減価償却に応じた分だけの収益が上がってくるような仕組みに変わったということでございます。（「収入が上がってくるような仕組みに変わった」と呼ぶ者あり）はい。

いわゆる、資本剰余金という形の資本の形で今まで捉えていたのを、長期前受金という形で、それは将来にわたって償却分を収益化していくというような方式に改めたものでございます。

それから、4枚目でございますが、既得、既に、——今、既に取得している資産に係る資本剰余金の移行処理ということで、ちょっと複雑な書き方をしておりますけれども、これどやんしょうかな。（「わかるはずがない、これ」と呼ぶ者あり）やめましょうか。まあ一応、こういうようなものという形でイメージしていただいてよろしいでしょうか。先ほどの3枚目の資料にあった分を既得の分と新規の分とで分けて移行処理が必要だということで、今度、平成26年度当初予算につきましては、25年度の予定貸借対照表のほうにつきましても、旧会計処理のほうで、26年度の予定貸借対照表につきましても、この新会計基準でもって作成いたしておりますので、議案のほうを見て、25年度と26年度の予定貸借対照表のほうを比較していただくと、先ほど説明した分がちょっと見えてくるかもというような感じでございますが。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） もういっちょよかですか。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 今、2人から話ばちょっと聞いたんですが、病院のほうの話は、退職

金をそっで、計上することで、赤字計上になっていくというようなことがあるという話だったですよね。で、水道の話は、収益が上がってくるような仕組みと。片や、前、赤字、片や黒字というような話にも聞こゆつとですが、その辺などぎゃん、——結局、事務処理の話じゃなかですか。中身があって、借金がチャラになっていう話でもなかわけだし。私たちが結局最後に見つときは、こっが赤字だいけん、どげんかせぬばあかんとかばいていう判断しかでけぬわけだいいけんが、その辺がどげん、私たちの判断基準にどげん影響の与えてくつとかなつちゅうとば、私ちょっと聞きたかっばってんが。全然、話ん違うごた感じで受くるもんだいけん。

○水道局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） はい。水道事業の場合は、先ほどの資本剰余金が長期前受金に変わりますことで、現在取得している固定資産の償却済みの分を、先ほど説明しましたように、収益化いたします。それでもって、今までであった資産の分の減価償却の資本剰余金に対応する部分が収益化されます。それで、その分を利益剰余金に振りかえますもんですから、移行時に巨額の利益が、——（委員亀田英雄君「出って」と呼ぶ）利益が過去にあったような形になるわけでございます。で、その利益剰余金というのががぼつと出てきますもんですから、単年度の比較としては、単年度予算、26年度予算につきましては、その年度に応じた分の償却分額だけ損益計算のほうに反映させられるんですが、過去の分については、貸借対照表上で、いわゆるそれだけの利益剰余金のほうに振りかえられますもんですから、利益の積み重ねっていうのが結構出てくるような形になります。

病院のほうは説明するかな。

○市立病院事務局業務係長（米村寛樹君） 済

みません、じゃ。

○委員長（増田一喜君） 米村市立病院事務局業務係長。

○市立病院事務局業務係長（米村寛樹君） 済みません。

○委員長（増田一喜君） それ、スタンド使ったらいい。スイッチ入れてスタンド使ったらいい。それはね、多分こっちに声は出ませんから。

○市立病院事務局業務係長（米村寛樹君） 済みません。今回の制度の改正では、補助金の剰余金の分と退職金の係る分というの、大きく2点変更があるんですね。で、剰余金に関する部分に関しては、病院も水道もプラスの部分が出てきます。退職金に係る部分に関しては、水道も病院も赤字になるような形になります。

水道局の場合は、退職金の引当金のほうを最長15年までできますんで、水道局のほうでは15年間に分けて積み立て行われます。病院の場合は、基本的には、原則として一括で積み立てるてなってますんで、病院のほうは一括して計上する予定でございます。

その金額が、病院の場合は1億6000万か7000万ぐらいあるんですけども、水道局の場合は1000万ちょっとぐらいですかね。

（「そうですね」「そのぐらいあると思います」と呼ぶ者あり）で、病院の場合にはその1億6000万か7000万を積み立てますんで、かなりの赤字になってしまうんですね。で、水道局の場合はマイナスになる分は1000万円ぐらい。今度は、剰余金の部分でプラスになる部分のほうがそれよりも大きいので、水道局の場合は、プラスの部分の大きいので黒字化しています。で、病院の場合はマイナスな部分の大きいので、赤字予算となる予定です。

（「難しいね」と呼ぶ者あり）

○委員（亀田英雄君） まいっちょよかですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 退職金の話をちょっと特化して聞きたかっですが、今まで一般会計からこらしよったっよな。その部分ば、ここで積み立てるちゅう話、引き当てるちゅう話でしょう。で、そうすつと、結果が赤字になっていけば、そん分から、また一般会計からつけてもらわぬといかぬですよねて話に、最後はなっていくとかな。どげんした状況になっていかぬばしよんなかっかな。

○水道局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） この退職給付引当金でございますが、平成26年度の予算に上げる分の引当金の額の計算の方法として、平成26年度末、27年の3月31日現在で、26年の4月1日にいた職員が全て退職した場合の退職金を計算いたします。それが仮に1億3000万ぐらいだとしますと、上水道の場合は、先ほど15だったか、13だったか、ちょっと忘れたんですけど、まあそのくらいぐらいで、仮に1億3000万としたときに、水道の場合は、その1億3000万を13年で、——だったかと思うんですけど、ちょっと忘れたんですけど、まあ年間1000万ずつ引当金として計上していくと。

実際、退職者が、定年退職者は予定はできるんですけど、退職者がいなければ、その1000万は引当金に計上しておきまして、例えば、平成28年度かに誰か退職者が出たときに、その引当金が1000万ずつ、26年度以前も600万、700万ぐらい私どもは積んでおりますものですから、そこを積み立てた引当金の額が、例えば仮に3000万あるといたします。そしたら、その引当金のほうから充当して退職金を支払うというような、引当金の制度がそういう形でございます。

その単年度に引当金として計上する額が、病院の場合は1億何千万か、水道事業の場合は、分割で上げますもんですから、1000万というようなことになるわけでございますけども。

ああ、それから、あれもあったですね。

○委員長（増田一喜君） はい、田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） 病院の場合はですね、職員の退職金のほうは、全て病院事業で収支を行ったお金で退職金は払っています。

ただ、私たちみたいな事務は、やっぱり一般会計と異動がありますんで、事務局の職員は、一般会計のほうで退職金はいただくような形になります。ただ、いわゆる先生とか看護師さんは、病院の経営の中で退職金をほとんど払っていくような状況です。

御案内のように、収支は少し赤字がずっと続いて、累積の欠損金が約4億ぐらいありますんで、これまでは、その人たちの退職金の引当金というのが一切積んでこなかったんですね。今回、図らずも、今度は積みなさいという、もう義務になってしまったんで、うちでいけば、今、一番高齢の方で昭和56年に入職された方がいらっしゃいますんで、それから平成25年までの分の退職金の引当金を一遍に、今回積み立ててしまうということで、大体、対象者が29名いらっしゃいます。その分を、先ほど言った約1億8000万ぐらい引当金という形で積みます。

ですんで、帳簿上は、予算上は赤字で出てきますけども、実際、決算するときに、全員が今やめるわけではありませんで、そのお金は現金の動きはございません。ただ、でも、帳簿上は、それは引当金というからには、もう積んとかぬばんもんだから、それは一応乗っかしますんで、決算書上では、恐らく、今累積が4億ぐらいあるのに、さらにまた赤字額が出るんじや

ないかとは懸念されます。その分収益で伸ばせば、「そうたい」と呼ぶ者あり）それはいいかもしれませんが、今の状況じゃそれはちょっと考えられませんが、一応、引当金という形で、名目上は赤字という形が予想されます。そこが、今回大きく変わる部分で、予算書を見れば、これまでは予算上では黒字だったんだけど、今回は、えらい何億という形で赤字になるとるじゃないかということは、この一番大きい原因は、退職引当金を過去の分を一遍に積んだおかげです。

水道事業の場合は、先ほど局長が言いましたように、職員も異動等がありますんですね、なかなか、これまでも、ずっと入職から退職まで水道局というパターンはございませんので、一般会計に行ったり来たりがありますんですね、その辺で、今回の引当金も15年に割って積み立てるという形ですけども、うちの場合はもう、今回一発で積み立てるというパターンで計上しておりますので、そこが若干、ちょっと、おんなし制度なんですけども、計上の仕方が違うというところがございます。

○委員（亀田英雄君） ま一ついいですか。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） そのことによって、今、何か、決算のときに見っじゃない、指数とかいろいろ、——なんかにひっかかっちゃうことの懸念はなかつですか。決算のときなんか、いろいろ出っくっじゃなかですか。そっで、何とか、何か、経営状態がどうのこうの、それにひっかかるおそれはなか。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。

○委員長（増田一喜君） 田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） まあ、数値上ではですね、例えば、ちょっとど忘れしましたが、ほぼないです、そこは。数

値上はですね。経営指標にずっといろいろな形でひっかかることはないということで見込んでおります。（委員亀田英雄君「はい。わかりました」と呼ぶ）

○水道局長（宮本誠司君） 済みません。

○委員長（増田一喜君） 宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） 亀田委員御懸念の件については、恐らく不良債務のことだろうと思うんですが、不良債務というのは、流動負債、マイナスの流動資産、いわゆる、流動負債というのは、1年以内に支払うべき義務を負っている債務でございます。例えば未払い金とか、そういうのでございますけども、この引当金のほうは、その流動負債にならないもんですから、それから、その流動資産ですね、現金、預金ですとか、未収金ですとか、その分を差し引いてプラスになれば不良債務があると。恐らく、病院も水道も、引いてもマイナスですから、不良債務は発生しないというようなことでございます。（委員亀田英雄君「了解です」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） はい、田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。もう一点、病院としましては、今の資料の1ページのところに、三角の印をちょっとつけています。資本金の額の減少というのが三角で示しておるんですけど、こちらについては、その当初予算のほうでは、今のところ計上する予定ではございませんので、今回、ここで三角という形でつけたんですけども、制度的には可能ということですので、今回、紹介だけ、ちょっとさせていただきたいと思っております。

お手元の資料のほう、カラーで印刷しております1枚物の派手なページが1枚ございます。

これは、病院に限ってのところ、数字も大体病院の今の決算とか、持っている数字を使っていますんで、若干、数字の動きは変化はある

と思いますけども。

まず、今の一番左側の現行としましては、資本金のほうが8億3400万円ぐらい持っています。資本剰余金というのは、2300万ぐらいしかない。これまでの制度では、一般会計からいわゆる繰入金ですね。うちでいえば繰入金ですけども。いただく、うちからいえば繰入金ですね。繰入金のほう、全部、この資本金のほうに入って行きよります。ですんで、スタートは、病院事業がスタートしたときには、この資本金なほぼなかったんですけども、四十数年たつとる今では、ここが8億3400万まで今増えて、膨らんできております。

資本剰余金というのは、先ほど説明があった、国や県の補助金等です。これは、病院は余り補助金等を使っているいろいろ整備すつとはないので、まあこのぐらいしかなかった。

今回、この制度の見直しで、資本剰余金の処分というのが、この説明の資料の②であつとですけど、それがこの真ん中の処理です。

ここまでは、今回の、来月の議会のときので審議をしていただくところです。2番までがですね。そこについては、国、県からもらった補助金の2300万ていうのを、長期前受金という形で4000万、利益剰余金ということで1900万に振り分けております。

これは、過去の分が1900万あって、現年度が400万分ていうことでの振り分けでございます。これまで、ずっと今まで過去にもらった分については、利益剰余金で1900万、これから、今年度分については400万だけを利益剰余金に振り分けている。資本金はそのまま変わりませんので、このような振り分け方をするのが、利益剰余金の処分ということで（「資本剰余金」と呼ぶ者あり）今回する、資本剰余金の処分ということで今回提案をするところでございます。ここまでは、審議していただく形になります。

③番目の資本金の額の減少というのが、これまでは、これは議決とか条例をつくってもできなかった部分が、今回の制度の見直しがあった関係で、条例または議決によってこのことができるというのが、3番目の資本金の額の減少でございます。民間でいえば、減資でございます。よく減資するということと言う、あのことです。これが、今回できるということになっております。

三角をつけておりますのは、今後の状況次第では、当院のほうも、こちらの3番の減少をお願いすることもあるということで、一応三角ということをつけております。

こちらについては、今申し上げました資本金の額が8億3400万ほど膨らんできておりますので、こちらの分を、これまで行ってきた償却制度、この制度の前の部分ですね、過去の部分が約4億ほどありますんで、その4億を利益剰余金という形に振り分けて、今年度分の1億を長期前受金という形に振り分けてみれば、資本金が8億3000万ほどあったのが3億に減りまして、結果、この利益剰余金というのが4億になったと。うちの累積欠損金が、今4億ほどありますんで、その結果的には、その累積欠損金を、この利益剰余金で埋めてしまうという形で減資をするということです。資本も8億ちょっと持ってますけども、累積の借金、欠損金も4億ございますんで、簡単に言えば、それを結果的に押しなべるような形になるんですけども、これも、今回の制度の見直しでこういうことができるということで、御紹介だけ今回はしとくということで、まあこういう制度があるということでございます。

したがいまして、まあ何度も申し上げますけども、今回では、一番大きいのは、退職引当金というのが一括して計上する関係で、見かけ上の赤字決算となるんじゃないかなと。このまま予算どおりに予算を執行していったら、赤字決

算が見込まれるという。ただ、それは、今申し上げました、会計の帳簿上の処理で、実際の現金が動かない、いわゆる減価償却と同じですんで、累積欠損金は膨らみますけども、実際のお金の動きは、それはないというようなことで理解していただければ非常にありがたいと思います。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（増田一喜君） 前垣委員。

○委員（前垣信三君） 今の説明はなかなか難しかったですが、ここに書いてある内容で、単純な判断ですが、例えば、①あたりは、議決を経ることだというのが、条例または議決により処分可と書いてある。これは、条例でもいいんですよちゅう話なんでしょうけれども、基本的には、どっちにされるんですか。

○水道局長（宮本誠司君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮本水道局長。

○水道局長（宮本誠司君） これはもう、平成24年の4月1日から施行されておりまして、平成23年度決算認定におきまして、水道事業の場合は8000万ぐらいだったですか、ちょっと金額忘れたですけど、まあ黒字が出ておりました。それにつきましては、私どもの場合は、その条例を定めませんでした。要するに、利益が出たら何するよというような条例は作りませんでした。議会の議決、いわゆる、9月議会におきまして、この経済企業委員会のほうで決算の認定についてお願いしたところですが、利益の処分につきましては、その黒字を丸々、減債積立金という企業債の償還金に充てるための積立金に積み立てることを提案いたしまして、議会の承認を得たという形になっております。

以上です。（委員前垣信三君「はい」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（前垣信三君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「難しいね」と呼ぶ者あり）よろしいですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

（「実際、実感がないよね」と呼ぶ者あり）

以上で、新地方公営企業法会計制度についてを終了します。

---

・病院・水道事業に関する諸問題の調査（八代市立病院における耐震二次診断の結果について）

○委員長（増田一喜君） 次に、八代市立病院における耐震二次診断の結果について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） 田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。改めましてこんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）

先般行っております病院の耐震二次診断の結果が判明しましたので、今回御報告という形で御報告させていただきたいと思っております。座って説明をさせていただきます。

市立病院の耐震二次診断につきましては、市では、平成25年の5月より、25年の12月まで、約7カ月間にかけて調査を行ってまいりまして、その結果を今回得ることができました。

その結果の内容ですけども、かなり専門的でありましたので、実施した専門事業者や、庁内の建築関係部署などから説明、解説を受けながら、同時に、現状をどのように受けとめ、今後

どのような方向へ進めていくかを探っていると  
ころでございます。

今回は、耐震診断の結果内容及びそれを受けた  
問題点、並びに今後の方向性などを御説明いた  
します。

まず、調査結果を最初に申し上げますと、病  
院の耐震状況は、全体としては悪い状態にあ  
り、幾つかの場所で目標とすべき判定指標を下  
回る結果となり、最も低い場所では、I s 値が  
0.38 となりました。目標のおおよそ半分の  
値というふうになっております。

この値がどのような状況かは、お配りしまし  
た資料の一番最後の4 ページのですね、下の段  
に、耐震改修促進法第4条第1項に基づく基本  
方針別表第六に当てはめますと、(二)の地震  
の振動及び衝撃に対して倒壊し、または崩壊す  
る危険性があると明示されていることから伺い  
知ることができると思います。

それでは、資料に基づいて御説明のほうをい  
たします。恐れ入りますが、その資料の最後の  
4 ページ、(参考1)のほうを、ちょっと上の  
段ですけれどもごらんください。

市立病院の建物の概要ですけれども、図にあり  
ますとおり、本館及び管理棟、こちらのほうは  
昭和44年に竣工しております。それに付随し  
ます給食室・手術室棟は、昭和42年の竣工と  
なっています。

図面の南側、上部のほうですけれども、レント  
ゲン棟というのが小さく書いておりますけど  
も、そちらについては、昭和59年に改築して  
おりますので、こちらは耐震診断の対象外とい  
う形になっております。

面積ですけれども、本館・管理棟、それと給食  
室・手術室を合わせまして、3260、——ま  
あ3060と記載しておりますけれども、326  
0の間違いでございます。3260平米でござ  
います。済みません、訂正をお願いいたしま  
す。

それで、今回の調査としましては、その竣工  
した年度ごとに区分しまして、本館、管理棟を  
1つにまとめたゾーン、給食室、手術室を1つ  
にまとめたゾーンの2つに分けて診断を実施い  
たしております。

では、表紙に戻って説明をいたします。

まず1の耐震診断の概要ですけれども、今回、  
調査業務の委託先は、八代市古城町の株式会社  
長藤設計事務所と契約を結んでおりました。

診断の方法ですけれども、先ほど申しましたと  
おり、建築年次で、本館と管理棟を合わせたゾ  
ーン、給食室と手術室の2つのゾーンに分けま  
して、それぞれ目標値である耐震診断判定指標  
を0.6と設定しまして、設計図書に基づい  
て、現場の外観、コンクリート強度などの調査  
を実施して、最終的には、構造評価委員会によ  
る評定を受けました。

何分、古い建物でありますから、設計図書に  
記載のない部分も多くありました。

事前に予備調査として、直接掘削をしたり、  
壁のはつりを行って形状を確認して測定を行  
いました。

2の耐震結果ですけれども、幾つかの調査項目  
のうち、重要となりますコンクリートの強度及  
び中性化、本題の耐震診断の結果について記載  
しております。

(1)のコンクリート強度については、本館  
・管理棟、給食室・手術室棟ともに、大幅な基  
準強度を下回ってはいませんものの、コンクリ  
ートの中性化については、特に、昭和42年に  
竣工しております給食室・手術室棟が中性化が  
目立っております、一部ではコンクリートの  
剥離も見受けられて、早急な対応が必要という  
ことで回答を得ております。

2ページの(2)ですけれども、診断結果です  
けれども、本館の1階、2階及び5階の塔屋部分  
においてI s 値が判定目標の0.6を下回りま  
して、先ほど申しました、倒壊し、または崩壊

する危険性があると診断をいただきました。

一方、給食室・手術室棟は、X、Yの両方向とも、倒壊し、または崩壊する危険性が低いということで、目標の0.6というI s値より大きい数字が得られております。

これらの結果を受けて、耐震補強の工法など示されておりますけども、あくまでも構造上の補強方法でありまして、病院本来の機能を考慮した補強方法ではございません。

3ページに記載しております問題点でございますけども、今後、仮に耐震の補強工事を行うとしたときに考えられる幾つかの問題点を記載しております。

何より、患者様を初めとする市民、また職員の安全対策を優先した対応を行わなければなりませんけども、病院事業の継続を含めた今後の方向性を早急に検討しなければならないと考えております。

簡単ですけども、報告といたします。よろしくお願いたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、本件について、何か質疑、意見等はありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 最後の話になつてでしょうが、早急に検討してまいりますというとは、どんな形で検討していくとかな。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。

○委員長（増田一喜君） 田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） 先般、2年前に、市立病院のあり方委員会というのが発足されまして、外部の皆様方から提言書をいただきました。その提言書の中にも、早急に耐震二次診断を実施して、なおかつ、経営改善をして経営上黒字にしなさいという提言をいただきました。

それらの提言を受けまして、役所の庁内で検討しましたあり方プランという形でも、いわゆる、行政の内部で策定した委員会の中でも、耐震診断がまだ未了だったので、まずは耐震診断を早急にすることということで、昨年の3月の補正予算で議決をいただきまして、全額繰り越して、この診断の調査を行った次第です。

その結果の出た時点で、その診断結果とあわせて、その時点での病院の経営状況も考慮しながら、さらに検討をするという形になっておりましたので、つい先日、そのあり方プランのメンバーの方々に、今回の診断結果と現在の病院の経営状況を御報告いたしました。

この後の対応につきましては、年度末でもございますけども、さらに、書いてありますとおり、まだ具体的な進め方のほうはまだ決めておりませんけども、いわゆる検討は進めるという形で、具体的な話し合いまでは至っておりません。一応、報告という形では終わっております。（委員亀田英雄君「はい、わかりました」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

はい、松永委員。

○委員（松永純一君） はい。要するに、この3ページの3のですよ、診断結果に対する問題点ちゅうとが一番問題な点なわけですね。で、ちょっとここは、例えば、1番目のポツのところは、耐震補強を行うと診療機能は大きく損なわれ、現状の機能を維持することは難しいと。これは、耐震補強を行う、要するに、コンクリートを増し打ちするとか、それでその部屋が狭くなるとか、あるいは、何ですか、エックスの筋交いを入れるとどうなるとか、この説明をちょっとしてもらってよかですか。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。まず、I s 値のほうが0.38という形で報告があったものですから、I s 値が0.3以上の場合は、耐震補強案を示しなさいという形で委託の条件をかけておりましたので、一応、耐震の補強案という形では示されました。

内容としましては、先ほどおっしゃられました、いわゆる筋交いみたいなブレースですね。ブレースを全部で5カ所つけると。それと、耐震の壁を新たに8カ所壁をつくって、耐震性を保つという形であります。

そうなりましたときの、その診断の報告が、いわゆる、もちろん病棟の病室に筋交いを入れる工事があつたり、1階の診療を行う、薬局とか診療室の待合室とかに、新たにブレースを入れる壁を設けたりという形で、その構造上のクリアはさせてはございますけども、これが病院の機能をそのまま続けると、——病院を、そこで診療を続けるということでは全く関係なく提案されていますものですから、その点でその病院の機能が維持できないと。特に、病室については、ただでさえ狭い病室に、学校のように十文字の鉄の格子をつけるというのは、非常に、まあ見かけ上もよくありませんし、まずもって、その期間診療を中止しなければならないということで、今、いらっしゃいます入院患者様、それと外来にいらしてらっしゃる患者様たちをどこかに転院させるような形になります。

そのようなことで、一応、病院の診療を続けながら行う耐震補強というのは、当然、あり得ないということで、1番目に記載されております。

丸ポツの2番目としては、もう四十数年たっております建物ですので、今でいうバリアフリー化とかですね、車椅子での往来とかついでいうことにほぼ対応していませんので、当然、今回

の耐震補強をする場合には、病院本来の、いわゆるリフォーム工事というものも必要になってきますんで、かなりの費用面なところも予想されますし、また、もともとI s 値が0.38という低い建物ですので、それにこの分の相当なお金をかける分の費用対効果があるのだろうかという問題があります。

丸ポツの3番目は、先ほど申しましたとおり、相当期間、入院患者を転院させなければなりませんので、患者さんもですけども、何よりも、雇用しております非常勤の看護師さんたちを一旦整理する形になりますんでですね、仮にそれを行った場合、1年後再開するときには、今度は看護師さんがいないというようなことも懸念されます。

そのようなことで、当然、病院の収益というもの、その1年間はほぼ見込めませんので、非常に苦しい状況になるということで、この4点を問題点という形で示させていただいております。

○委員（松永純一君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、松永委員。

○委員（松永純一君） ということは、結果が、あんまり、何ちゅうか、選択肢が少なかっていうことですね。今のままで耐震補強ができないということであれば、新たに、今のままで診療を続けながらつくるのか。そうした場合には、その投資したのがどうなるか、回収できるかとか。もう、あんまり、選択肢が狭まるとるような気がするが、その辺は、何か、どう考えておられるんですかね。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。

○委員長（増田一喜君） 田中市立病院事務局事務長。

○市立病院事務局事務長（田中智樹君） はい。確かに、外部の委員さんからいただいた提言書の中にも、いわゆる建てかえというのは必

須である。ただ、建てかえるためには、経営上、黒字化を目指して後の話だということで提言のほうもいただいております。

ですんで、今の建物をどうするということは、お金の問題もですけども、病院という機能上、仮庁舎じゃないですけども仮の病棟をつくるわけにもいきませんので、今の施設をいじるというのは、もう現実難しいんじゃないかなと事務のほうでは思っております。

○委員長（増田一喜君） はい。ここでは、一応報告ちょうことで、それについて問題点があるかと思えますけれども、それはやっぱりあり方検討会ちょうのがありますから、そこらにまずはお任せするというので、本日のほうは聞きおくような形でお願いしたいと思います。

（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに何か御質問はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） はい、ないようです。

以上で、八代市立病院における耐震二次診断の結果についてを終了いたします。

小会いたします。

（午後1時54分 小会）

（午後1時56分 本会）

・産業・経済の振興に関する諸問題の調査（八代港港湾計画の一部変更について）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、八代港港湾計画の一部変更について、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） 委員長。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村商工観光部部長。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） はい。改めまして、こん

にちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）宮村でございます。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、去る2月13日に熊本県地方港湾審議会が開催されました。八代港港湾計画の一部変更などにつきまして審議が行われ、原案のとおり承認をされたところでございます。

一部変更につきましては、今後、国の審議会を経まして、告示をされるという手順になりますが、変更の概要につきまして、宮村次長が説明をいたしますので、よろしくお願いいたします。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村商工観光部次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。宮村でございます。私のほうから説明させていただきます。よろしくお願いいたします。

早速でございますけれども、配付させていただいてます八代港港湾計画の一部変更（案）の概要（外港地区埠頭の再編計画）をごらんいただきたいと思えます。1、2、3ありますけど、3番目の八代港外港地区における港湾計画の変更内容につきまして説明させていただきます。

この変更内容につきましては、大きく2つに分かれております。1つが公共埠頭の再編、それから2つ目が、下のほうになりますけども、土地利用計画の変更の2つとなっております。

まず、公共埠頭の再編のほうから説明いたします。

目的でございますが、そこに書いてありますように、八代港外港地区において、効率的な埠頭運営とコンテナ貨物船の大型化に対応するため、岸壁配置の変更を行うものでございます。

その概要といたしましては、コンテナ岸壁を既存の水深12メートル岸壁への変更に関するものと、これに伴う、水深12メートル岸壁の位置に計画している水深14メートル岸壁を現

在のコンテナ岸壁の位置への変更に関するものでございます。

具体的には、右側のページの岸壁配置の変更（案）をごらんいただきたいと思います。そこに矢印で記されておりますように、水深14メートル岸壁第2バースと水深10メートルコンテナ岸壁の位置を変更するものでございます。

なお、水深14メートル岸壁第2バースとコンテナ岸壁の間の岸壁が、昨年整備完了いたしました水深14メートル岸壁の第1バースとなっております。

左側のページにまた戻っていただきまして、その計画変更に伴う効果といたしましては、まず第一に、一般貨物を取り扱う水深10メートルから水深14メートル岸壁までの岸壁を一体的な利用が可能となり、埠頭の効率的な運営が図られるということになります。

次に、水深12メートル岸壁をコンテナ岸壁とすることで、コンテナ船の大型化への対応や、背後地の利用拡充も可能となります。

さらに、水深14メートル岸壁の整備箇所の変更により、新たな埋め立てが不要となり、整備コストの縮減が図られます。

次に、土地利用計画の変更につきましては、埠頭用地を港湾関連用地に変更することで、将来的に企業に売却することを可能とすることによりまして、永続的な企業活動を支援しようというものでございます。

右のページの下土地利用計画変更（案）をごらんいただきたいと思います。赤い線で囲ってあります赤塗りの地区を、埠頭用地から港湾関連用地に変更し、売却可能な用地とするものでございます。

以上が八代港港湾計画の一部変更の概要となっております。

あわせまして、もう一枚の紙をごらんいただきたいと思います。もう一枚の紙、こちらでございます。（商工観光部長（八代ブランド営業

本部長兼務）宮村博幸君「済みません、別で用意をさせていただきます」と呼ぶ）申しわけございません。

こちらの資料は、環境センターの立地計画に伴います八代港港湾計画の軽易な変更（案）でございます。その概要につきまして説明いたします。資料の1、2、3、3番の八代市環境センターの立地に必要な対応をごらんいただきたいと思います。

記載されておりますように、八代市環境センター建設候補地は、港湾計画における土地利用計画では、埠頭用地及び港湾関連用地となっております。環境センター、清掃センターを立地させるためには、都市機能用地に変更する必要があります。

3の下段の表にありますように、赤く朱塗りされておりますが、清掃工場は都市機能用地に変更しなければ立地できないというふうになっております。

具体的には、ページ右をごらんいただきたいと思います。4番目の港湾計画における土地利用計画の変更内容の下の（2）の変更概要をごらんいただきたいと思います。

既に定まっている既定計画の、黄色の線で囲まれております港湾関連用地、見にくくて申しわけありませんが、3.1ヘクタールと、その下に埠頭用地21.2ヘクタールの一部分、2.6ヘクタールを合わせまして5.7ヘクタールを都市機能用地に変更するものでございます。

先ほど部長がお話ししましたように、計画の一部変更につきましては、国のほうの審議をこの後されると。この軽易な変更につきましては、県の港湾審議会の審議で終了するというようになっております。あと、事務手続を踏まえて告示というような形になると聞いております。

以上、説明終わります。

**○委員長（増田一喜君）** はい。本件について

て、何か質疑、御意見等ありませんか。

○委員（亀田英雄君） 1ついいですか。

○委員長（増田一喜君） はい。亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 行政言葉は難しかもんですけん。（「はい」と呼ぶ者あり）この、後んほうの説明ですたい。この用地、八代市が清掃センターに予定しておる土地は、その立地が可能な状況に近づいたということで理解してよかったですかね。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） はい、宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。そのように御理解いただいて結構です。

今、繰り返しになりますけども、埠頭用地あるいは港湾関連用地が現況でございますけども、土地利用を変えると。変更して、都市機能用地にすることで、それを県の港湾地方審議会承認いただいたことで、環境センターの建設に向かって動き出したということで御理解いただいて結構かと思えます。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（増田一喜君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。先ほどの説明で、あと国のという話だったけど。（「はい」と呼ぶ者あり）県が済んで、あと国の段階が1段あるけれどという話だったんですかね。国の話は。もう一回説明ください。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村部長。

○商工観光部長（八代ブランド営業本部長兼務）（宮村博幸君） はい。国の審議を経なければいけないのはですね、一番最初に御説明をしました外港の部分、一部変更（案）のほうでございます。（「ほう」と呼ぶ者あり）はい。今、お尋ねがっております内港地区の軽微な変更、こちらのほうは、この審議会で、あとは事務的な手続で（委員亀田英雄君「県だけでオ

ーケー」と呼ぶ）はい。ということでございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

前垣委員。

○委員（前垣信三君） この土地は、今までの説明の中で、公有水面の埋め立て云々がどうのこうのという話がありましたが、もうそれは終わったんですか。土地ではないですよという説明がいっぱいあったじゃないですか。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。

○委員長（増田一喜君） 宮村次長。

○商工観光部次長（宮村明彦君） はい。環境センターのほうの軽易な変更内容のところをごらんいただきたいと思いますが、この港湾関連用地、変更概要の既定計画とあるところの黄色く囲ってあるところですけども、これは公有水面のですね、手続がまだ終了していないところのようです。（委員前垣信三君「まだしていないですよ」と呼ぶ）はい。で、手続、土地利用がきちっと定まったことによって、手続を今からですね、経ていくという形になるようでございます。

○委員（前垣信三君） わかりました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。（「県と国」と呼ぶ者あり）ないですか。ないですね。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ないようです。

以上で、八代港港湾計画の一部変更についてを終了いたします。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） はい。ほかに当委員会の所管事務調査について何かございませんか。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって経済企業委員会を散会いたします。

(午後2時06分 閉会)

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

平成26年2月20日

経済企業委員会

委員長